

# 名古屋港管理組合公報

令和4年11月1日  
(火曜日)  
第73号

## 目次

○名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	1
○港湾施設の変更	2
○港湾施設の使用停止	2
○港湾施設の変更再開	5

## 規則

名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十一月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(歳入の納付に使用することができる小切手の支払地の区域)

**第三十四条** 令第五百五十六条第一項第一号の規定により管理者が定める区域は、全国の区域とする。

様式第二十号(その一)から様式第二十号(その三)までの規定中「午前9時から午後3時までは」を「午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までは」に改める。

(名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

**第二条** 名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

(収入の納付に使用することができる小切手の支払地の区域)

**第二十二条** 地方公営企業法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定により管理者の定める区域は、全国の区域とする。

### 附則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。ただし、第一条中名古屋港管理組合財務規則様式第二十号(その一)から様式第二十号(その三)までの改正規定は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第31号

次の港湾施設は令和4年11月1日から次のとおり変更する。  
令和4年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭北荷さばき地 (飛島北)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 156,522

変更後

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭北荷さばき地 (飛島北)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 156,296

## 名古屋港管理組合告示第32号

次の港湾施設は令和4年11月1日から当分の間、使用を停止する。  
令和4年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭北荷さばき地 (飛島北)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	平方メートル 1,412

**名古屋港管理組合告示第33号**

次の港湾施設は、令和4年10月11日から当分の間、使用を停止した。

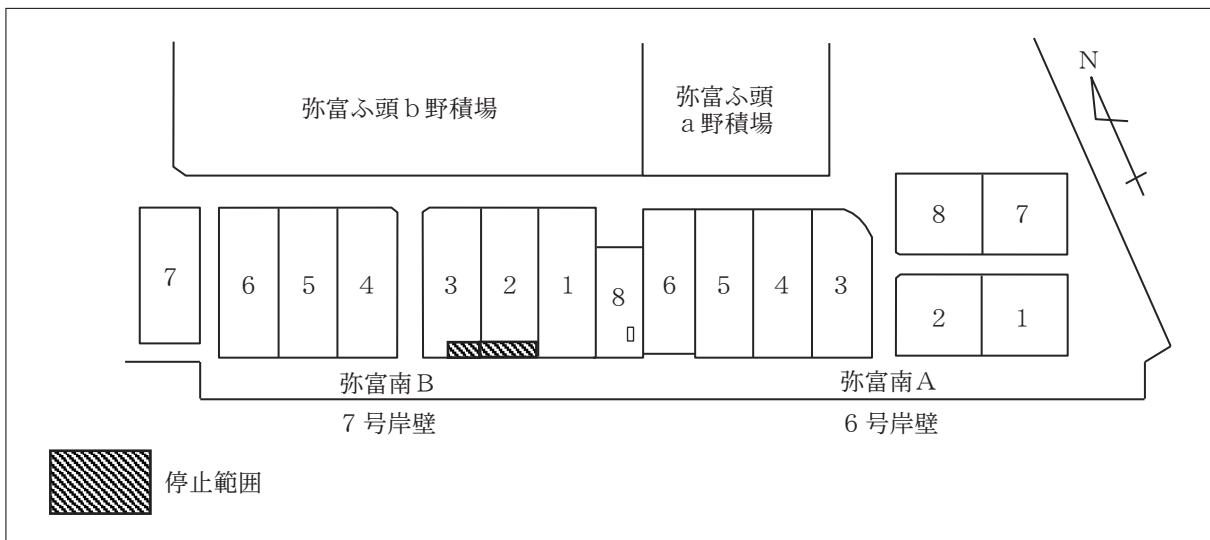
令和4年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
弥富ふ頭南A荷さばき地 (弥富南A)	1 <sup>級</sup>	6号岸壁隣接	1,951 <small>平方メートル</small>	区画7
弥富ふ頭南B荷さばき地 (弥富南B)	1 <sup>級</sup>	7号岸壁隣接	255 <small>平方メートル</small>	図による

図 (弥富ふ頭南A、B荷さばき地)



**備考**

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 弥富南Aの区画の面積は、1は2,041平方メートル、2は2,039平方メートル、3は2,337平方メートル、4は2,386平方メートル、5は2,354平方メートル、6は1,936平方メートル、7は1,951平方メートル、8は1,948平方メートルである。
- 3 弥富南Bの区画の面積は、1・2は各2,382平方メートル、3・4は各2,715平方メートル、5・6は各2,779平方メートル、7は2,310平方メートル、8は1,021平方メートルである。

### 名古屋港管理組合告示第34号

次の港湾施設は、令和4年11月1日から当分の間、使用を停止する。

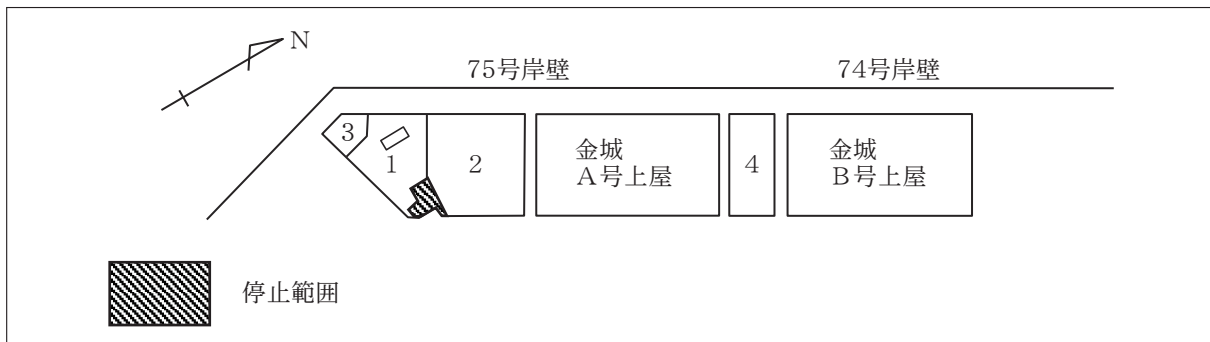
令和4年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積 <small>平方メートル</small>	区 画
金城ふ頭西部 I 荷さばき地 (金城西 I)	1 <sup>級</sup>	74号岸壁及び 75号岸壁隣接	416	図による

図 (金城ふ頭西部 I 荷さばき地)



#### 備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 区画の面積は、1は2,262平方メートル、2は3,036平方メートル、3は400平方メートル、4は1,100平方メートルである。

**名古屋港管理組合告示第35号**

次の港湾施設は令和4年10月1日から次のとおり変更し、平成30年12月名古屋港管理組合告示第50号及び平成31年5月名古屋港管理組合告示第18号で使用停止した港湾施設を再開した。

令和4年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	198,892 <sup>平方メートル</sup>

変更後

用途区分を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積
飛島ふ頭南荷さばき地 (飛島南)	特 <sup>級</sup>	コンテナ貨物	飛島ふ頭東側	199,892 <sup>平方メートル</sup>

発行所 名古屋市港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**